

令和6年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について
(入所枠：50人以上)

令和7年4月1日及び令和8年4月1日までに開設する保育施設等を設置・運営する法人等について、令和5年12月22日から令和6年2月16日まで募集を行い、学識経験者等からなる保育事業認可前審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		項目 番号	設置運営予定者	施設名	設置 予定 場所	施設種 別・事 業類型	整備 方法
行政 区	募集 番号						
都島 区	2	(1)	(株) セリオ	(仮称) トレジャーキッズ だいとう保育園	大東 町2	認可保 育所	創設
福島 区	3		応募事業者なし				
此花 区	4		応募事業者なし				
西区	6		応募事業者なし				
港区	7		応募事業者なし				
大正 区	8		応募事業者なし				
天王 寺区	9		応募事業者なし				
浪速 区	10		応募事業者なし				
西淀 川区	11- ①		選定事業者なし				
西淀 川区	11- ②	(2)	(株) ハンドシェイク	(仮称) しあわせいっぱい 保育園 姫島	姫島 4	認可保 育所	創設
淀川 区	12- ①		応募事業者なし				
淀川 区	12- ②		応募事業者なし				
淀川 区	12- ③	(3)	(株) セリオ	(仮称) トレジャーキッズ しんおおさか 保育園	宮原 2	認可保 育所	創設
淀川 区	12- ④	(4)	(福) 恵泉福祉会	(仮称) おおさか 愛育保育園	三国 本町 2	認可保 育所	創設

淀川区	12-⑤			応募事業者なし			
東淀川区	13			応募事業者なし			
東成区	14			応募事業者なし			
生野区	15			応募事業者なし			
旭区	16			応募事業者なし			
城東区	17			応募事業者なし			
鶴見区	18			応募事業者なし			
阿倍野区	19			応募事業者なし			
住之江区	20			応募事業者なし			
住吉区	21	(5)	(福) 千早赤阪福祉会	(仮称) 住吉げんき学園	住吉 1	認可保 育所	創設
東住吉区	22-①			応募事業者なし			
東住吉区	22-②			応募事業者なし			
平野区	23			応募事業者なし			
西成区	24			応募事業者なし			

※ 設置予定場所については、丁目までの表記となっています。

○ 応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

(参考) 選定会議での意見

都島区 2 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(1) 株式会社セリオに対する意見

- ・ 職員の研修受講について、受講料の法人負担はもとより、就業時間中の受講に配慮するなど、法人の職員研修に対する姿勢は評価できる。
- ・ 職員の定着に向けて職場環境を整備している点は評価できる。
- ・ 地域の特性を理解したうえで保育を実践しようとしている点も評価できる。
- ・ マニュアルが現場の実態に沿ったわかりやすいものとなっているので、引き続き使いやすいマニュアルになるよう定期的に見直しを図られたい。
- ・ 新園を開設するにあたって、保育の質について更なる向上を図るよう努められたい。

西淀川区 11-② 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(2) 株式会社ハンドシェイクに対する意見

- ・ 職員の研修受講について、受講料の法人負担はもとより、就業時間中の受講に配慮するなど、法人の職員研修に対する姿勢は評価できる。
- ・ 施設長予定者について、施設長としての自覚をもった姿勢や保育に対する熱意が窺える。今後は施設長予定者を中心に職員と連携しながら、地域の実情に合った保育の実践を期待する。
- ・ 保育の実情に合った施設設備になるように改善を検討していただきたい。
- ・ 諸規程やマニュアルについて、保育の実践を通じて検証を行うとともに、定期的に見直しを行うなど、一層の充実に努められたい。
- ・ 既存事業所の監査で指摘されている事項について、法人として配置基準違反などの重大性を再認識し、指摘を受けた園だけではなくすべての園について共有し、再発防止に取り組んでいただきたい。

淀川区 12-③ 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(3) 株式会社セリオに対する意見

- ・ 職員の定着に向けて職場環境を整備している点は評価できる。
- ・ マニュアルが現場の実態に沿ったわかりやすいものとなっているので、引き続き使いやすいマニュアルになるよう定期的に見直しを図られたい。
- ・ 新園を開設するにあたって、保育の質について更なる向上を図るように努められたい。
- ・ 公園が遠いので、公園に行く際は最大限安全に配慮して誘導してほしい。

淀川区 12-④ 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(4) 社会福祉法人恵泉福祉会に対する意見

- ・ 個別での対応が必要な児童の受入を想定し職員配置を工夫する等、個々の状態に応じたきめ細やかな保育を行おうとする姿勢は評価できる。
- ・ 既存事業所における運営経験を活かし、地域に根付いた保育の実践を期待する。
- ・ 安全関係のマニュアルや避難訓練計画について、既存事業所での具体的な経験を生かした実効性の高いものとなっている点は評価できる。
- ・ 諸規程やマニュアルについて、保育の実践を通じて検証を行うとともに、定期的に見直しを行うなど、一層の充実に努められたい。

住吉区 21 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(5) 社会福祉法人千早赤阪福祉会に対する意見

- ・ 就業規則をはじめとした諸規程について、規定内容を事業所単位で精査していただき、加えて、各種マニュアルについては、一覧性の高いフロー図を作成する等、施設の実態に応じた実効性の高いものとなるよう見直ししていただきたい。
- ・ 施設長予定者の保育に対する熱意やこれまでの施設運営の経験は評価でき、良好な施設運営が期待できる。
- ・ 研修の充実に努めるためにも、具体的な年間計画を作成していただきたい。
- ・ 既存事業所の監査で指摘されている事項について、法人として配置基準違反などの重大性を再認識し改善に取り組み、再発防止策を講じることにより良い施設の運営が行えるように努めていただきたい。